

新たにクリーニング所を開設される方へ

1 営業を始めるには

- クリーニング所を開設されるには、営業する場所を管轄する保健所に、検査手数料（愛知県収入証紙）を添えて「開設届」と添付書類を提出されることから始まります。
※クリーニング業法第5条第1項・第5条の2
- 「開設届」を提出されますと、次の経過を経て営業を始めることができます。
 - ① 施設が完成すると、保健所の環境衛生監視員が施設の検査を行います。
（「開設届」に開設予定年月日を記入していただき、検査日を打ち合わせます。）
 - ② 検査の結果、「営業施設の基準」に適合していることが確認されますと、数日後に「確認証」が交付され、営業を開始することができます。
- しかし、「営業施設の基準」に適合していないと改善しなければならないので、事前に施設の図面等を持参され、保健所の指導を受けておくことが必要です。
- なお、「営業施設の基準」のほか、建築基準法等の規制を受けることから、これらの法令に規定する基準にも適合していないとクリーニング所の開設確認を差し控えることとなります。そのため、これらの法令に基づく許認可を受けていない方は、関係機関に対して手続きを行ってください。特に、引火性溶剤を使用するクリーニング工場については、建築基準法及び消防法等の手続きを円滑に進めるため、事前に関係機関の指導を受けてください。

<参考（関係法令の一部）>

| 規 制 区 分 | 関係法令 | 関係機関・窓口 |
|---------------------------|---|--------------|
| 1 建築物の建築の場合（建築確認） | 建築基準法 | 建築指導課、県建設事務所 |
| 2 農地の場合 | 農地法 | 農業振興課、県事務所 |
| 3 消防設備について | 消防法 | 消防署 |
| 4 危険物について | 消防法 | 消防署 |
| 5 用途地域内の建築物の制限について | 建築基準法 | 市町村建築担当 |
| 6 特定施設（洗浄施設を有するもの）の設置について | 水質汚濁防止法 | 県事務所環境保全課 |
| 7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設について | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） 人にやさしい街づくりの推進に関する条例 | 住宅計画課、県建設事務所 |

2 営業施設の基準について

営業施設は、クリーニング業法令の基準に適合するものでなければクリーニング所として使用することはできません。 ※クリーニング業法第3条第2項及び第3項、県条例

3 クリーニング師の設置について

クリーニング所（取次所を除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければなりません。（ただし、営業者がクリーニング師であって、自ら主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所についてはこの限りではありません。） ※クリーニング業法第4条

4 営業を始めたら

- 営業中は、クリーニング業法令に基づき「衛生的に営業施設を管理する」ことを常に心掛けてください。 ※クリーニング業法第3条第3項、県条例
- 洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。
- クリーニング所には、苦情の申出先となる「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際には当該掲示事項を記載した書面を配布します。
※クリーニング業法第3条の2、同法施行規則第1条の2
- 営業者は、クリーニング所（取次所を除く。）で業務を行っているクリーニング師の氏名及びクリーニング師である旨を所内の見やすい場所に明示しておきます。
※クリーニング業法施行細則第9条
- クリーニング所で洗濯物の処理及び取次ぎの業務を行っている営業者又は従業員が結核又は感染性の皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を保健所に届け出なければなりません。 ※クリーニング業法施行細則第10条

5 クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習

- クリーニング師研修
クリーニング業務に従事するクリーニング師は、従事後1年以内に知事が指定した研修を受け、その後は3年を超えない期間ごとに研修を受けなければなりません。
また、営業者は、クリーニング師に対して、研修を受ける機会を与えなければなりません。 ※クリーニング業法第8条の2、同法施行規則第10条の2
- クリーニング業務従事者講習
営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内に、業務従事者の5分の1（端数切り上げ）に当たる者を衛生管理を行う者として選定し、知事が指定した講習を受けさせ、その後は3年を超えない期間ごとに講習を受けさせなければなりません。
なお、クリーニング師研修を受けたクリーニング師は、この講習を受けたものとみなされます。 ※クリーニング業法第8条の3、同法施行規則第10条の3

6 従業者等に変更があったとき、又は営業をやめたとき

- 従業者を雇用したとき、解雇したとき、施設の構造を変更したときなどは「変更届」を、営業をやめたときは「廃止届」を、すみやかに保健所に提出しなければなりません。
なお、施設の構造を変更する時は、事前に保健所に相談してください。
※クリーニング業法第5条第3項

7 営業を承継したとき

- 譲渡、相続、合併又は分割により営業の地位を承継したときは、遅滞なく「承継届」を保健所に提出しなければなりません。 ※クリーニング業法第5条の3

<クリーニング師研修会・クリーニング従事者講習会に関するお問合せ先>

公益財団法人愛知県生活衛生営業指導センター 電話（052）953-7443